

(事務連絡)
令和2年11月6日

介護サービス事業所 各位
居宅介護支援事業所 各位

大牟田市福祉課介護保険担当課長
吉澤 恵美

本年7月豪雨における利用者負担金免除期間の延長について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨により被災した被保険者については、被災した旨を介護サービス事業所等の窓口へ申し立てることで、令和2年7月から令和2年10月分までの介護サービス利用料の徴収を猶予し、市への免除申請によりその利用料を免除することとしていました。

今般、厚生労働省事務連絡「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(その8)」により、利用料や免除証明書等に関する今後の取扱いが示されました。これを踏まえ、利用者負担金免除期間の延長について、下記のとおりといたしましたので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

記

【免除期間】

令和3年3月サービス利用分まで延長する。

ただし、令和3年1月1日からの介護サービス利用者負担金については、市から交付された利用料免除証明書を提示した者のみ、免除の対象となります。

※すでに令和2年10月までの利用料免除証明書を交付しているご利用者への「減免延長証明書」の送付は、令和2年11月中旬を予定しています。

(留意事項)

新規利用者で被災した旨の申し出があった場合は、従前どおり居宅介護支援事業所と介護サービス事業所のそれぞれから、市へ「被災利用者一覧」を提出していただくとともに、市の介護保険担当窓口へ免除申請の必要がある旨、ご利用者へ周知していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ・提出先】

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市 保健福祉部 福祉課 介護保険担当

TEL 41-2683